

## 老人福祉法の施行等に関する規則の規定による様式に関する要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づく軽費老人ホームの設置の届出等に関し必要な事項を定めた「老人福祉法の施行等に関する規則」（以下「規則」という。）の規定による書類の提出の際に必要な様式を定めるものとする。

### (書類の様式)

第2 別表の左欄に掲げる規則の規定に基づく同表中欄に掲げる書類は、それぞれ同表右欄に掲げる様式による。

### (その他)

第3 この要綱の施行に伴い、「老人福祉法施行細則の規定による様式に関する要綱」は廃止する。

#### 附則

この要綱は平成20年9月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は平成21年5月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は平成22年5月24日から施行する。